

次の設例を読んで、問（１）、（２）に答えなさい。根拠条文があるときは、それを解答中に明示すること。

(設例Ⅰ)

1. AとBは、IT関連サービス事業を開業するに当たり、友人であるCを誘って、株式会社を設立することになった。Cは、自身は会社の業務執行は行わないことを前提に、これに協力することとした。A、BおよびCは、設立する会社の商号を甲株式会社（以下「甲社」という。）とすることを決定した。
2. 甲社設立時の出資については、Aが800万円、BとCがそれぞれ600万円を払い込むが、種類株式は発行しないこととした。また、甲社の事業所は、Aが所有する中古の分譲マンション（以下「本件不動産」という。）を充てることとし、事業が軌道に乗るまでは、本件不動産をAが甲社に無償で使用させることとした。
3. 甲社の設立時役員については、A、BおよびCの3名のみを役員とし、当分の間は使用人の雇用もせず、会計参与を置くこともしないことを決定した。
4. Aらは、以上の条件を全て満たすように甲社の定款を作成しようとしている。

問（１）（配点：20点）

A、BおよびCの3名のみが甲社の役員となり、このうちAおよびBの2名が代表取締役となって甲社の業務を執行し、Cは業務を執行しないという条件の下で、甲社に取締役会を置くことができるか、監査役を置くことができるかを検討し、Cの役職をどう定めることができるかを説明しなさい。株式譲渡制限の有無が結論に影響するときは、定款による譲渡制限をする場合としない場合の両方について説明しなさい。

(設例Ⅱ)

(設例Ⅰ)（1から4まで）に続いて、以下の事実があった。

5. Aら3名が発起人となって各自の出資を予定額通りに払込み、設立時の取締役はA、BおよびCが務め、監査役は置かない形で、甲社が設立された。
6. 甲社が設立されて1年近くが経過した頃、Aは、甲社の経営が軌道に乗ったと判断し、本件不動産を甲社に700万円で取得させることを計画している（以下「本件取得」という。）。本件取得については、まだ時期が早く、また、本件不動産の価格が適正かどうか定かでないとの理由で、Cが反対することが見込まれる。

2024年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

---

問(2) (配点: 30点)

- ① 甲社の財務状況(総資産額や純資産額)は設立時と大きく変わってはいないものとする。このとき、本件取得に際して、いかなる機関の決定または承認が必要とされるかを説明しなさい。なお、取締役会または株主総会における招集の手続、議事進行や採決の手続について、事案と関係のない一般的な説明を求めるものではない。
- ② A、BおよびCの3名が集まった場において、本件取得を決定または承認するかどうかを判断することになり、Cが反対したが、AおよびBが本件取得に賛成した。このとき、甲社は、本件取得を適法に行うことができるかを論じなさい。